## 一消費税の税率改正について一

このことについて、平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられることに 伴う所要の改正である。

## 消費税の課税対象

- 1. 各種手数料
  - 1)土地改良施設他目的使用承認書・同意書 (し尿浄化槽、流末、占用、農道使用ほか)
  - 2)組合費未納及び納入済証明書
  - 3)土地使用目的変更等の同意並びに意見書及び承諾書
  - 4)図面の交付及びコピー代
  - 5)契約、証明書、改良区備付の簿書の閲覧
  - 6)官民境界立会い等
  - 7) 給水栓部品代、圃場用給排水枡復旧
- 2. 土地改良施設調査費
- 3. 施設使用料
  - 1)特別排水負担金
  - 2)他目的使用料
    - ① 橋梁及び暗渠
    - ② 広告物
    - ③ し尿処理浄化槽
- 4. 庁舎会議室使用料

改正の時期・・・ 平成26年 4月 1日